



ダイヤル 74-7007

こちら 匝瑳市消費生活センターです

Vol.3

消費生活センターでは、契約トラブル、悪質商法、借金問題などの相談に、相談員が無料でお応えします。

## 契約はやめられないの？

「契約」はいったんすると、原則として一方的に解消することはできません。しかし、一定の事情がある場合には、契約の取り消しや解除ができることがあります。

### ◆不当な契約は取り消し可能

契約勧誘時に、不当な行為で消費者を誤認・困惑させた場合は、契約を取り消すことができます。

#### 《契約を取り消せる例》

- ・契約するときに詐欺や強迫行為をされた。
- ・「将来確実に値上がりする」と説明して株を販売された。
- ・一人暮らし高齢者に布団を何十組も販売された。
- ・未成年者や成年被後見人などが契約した場合。

### ◆契約の解除

「当事者間の合意があるとき」「契約に定めた解除でき

る理由が発生したとき」「相手が契約を守らないとき」「訪問販売などで、契約から一定の期間内であるとき」などは、有効な契約でもこれを解除することができます。

※契約を取り消し・解除できる条件は、内容によって異なります。詳しくは消費生活センターへご相談ください。

・ ・ ・ ・ ・

今回は「クーリング・オフ」について解説します。

匝瑳市消費生活センター

日時…原則 月・火・木・金曜日 9時～12時、13時～16時  
場所…市役所3階産業振興課 ☎74-7007

